

改正

平成15年2月4日教委告示第6号
平成17年3月25日教委告示第10号
平成17年5月10日教委告示第14号
平成20年12月1日教委告示第24号
平成21年4月1日教委告示第9号
平成23年4月1日教委告示第6号
平成25年7月2日教委告示第13号
平成31年1月30日教委告示第2号
令和2年2月12日教委告示第3号
令和2年6月1日教委告示第17号の2
令和3年3月26日教委告示第10号
令和5年3月24日教委告示第9号
令和5年10月19日教委告示第21号
令和6年3月28日教委告示第6号

大和高田市就学援助費事務取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒及び就学予定者の保護者に対し、必要な援助を与えることにより義務教育の円滑な実施に資するため、市が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒で、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に在籍するものをいう。
- (2) 就学予定者 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。

(3) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者及び同条に規定する保護者の委任を受け、現に同居し、養育している者をいう。

(援助対象者)

第3条 就学援助の対象となる者は、大和高田市立の小学校又は中学校の児童生徒又は就学予定者の保護者並びに本市に住所を有する小学校又は中学校の児童生徒又は就学予定者の保護者（他の地方公共団体から就学援助を受けている者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者（以下「準要保護者」という。）

ア 支給対象年度において住民税非課税世帯に属する者

イ 災害、事故、疾病その他の家計の急変の原因となる事由により児童生徒を就学させることが困難であると学校長が認めた者

(就学援助費の費目及び対象経費)

第4条 就学援助費として支給する費目及び対象経費は、次に掲げるとおりとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助受給者については第1号、第2号、第3号、第8号及び第9号の費目を、同法第12条の規定による生活扶助受給者については第5号及び第6号の費目を、同法第15条の規定による医療扶助受給者については第7号の費目を、支給の対象としない。

(1) 学用品・通学用品購入費 児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験及び実習材料を含む。）及び通常必要とされる通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）の購入に要する経費

(2) 宿泊を伴わない校外活動費 児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接要した交通費、見学科等の経費

(3) 宿泊を伴う校外活動費 児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接要した交通費、宿泊費、見学科等の経費

(4) 修学旅行費 修学旅行に直接要した交通費、宿泊費、見学科等の経費及び修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅費取扱料金等の経費

- (5) 新入学学用品・通学用品購入費 新入学の児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘及び上履き等をいう。以下同じ。）の購入に要した経費であって、入学後に支給するもの
- (6) 新入学準備金 就学予定者が通常必要とする学用品及び通学用品を購入に要する経費であって、入学前に支給するもの
- (7) 医療費 学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療に要した経費で、保護者が負担することとなる費用の一部
- (8) 学校給食費 児童生徒が受けた給食の実施に要する経費で、保護者が負担することとなる費用
- (9) オンライン学習通信費 ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合の家庭におけるオンライン学習に係る経費（当該学習に必要な通信機器の購入又は借入れに係る経費を含む。）

（援助の申請）

第5条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度教育委員会が定める日から当該年度の5月31日（大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条の休日であるときはその翌日）までに、就学援助費受給申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、小学校の第6学年の児童の保護者が申請をしたときは、併せて中学校の第1学年に就学を予定している就学予定者の保護者としての申請があったものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、就学予定者の保護者が新入学準備金を受給しようとするときは、就学を予定している年度の前年度の教育委員会が定める日から当該年度の2月末日（大和高田市の休日を定める条例第1条の休日であるときはその翌日）までに、就学援助費（新入学準備金）受給申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、前項ただし書の規定による申請があった場合は、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、援助の申請の期限について、転入学又は経済的困窮若しくは災害等により年度中途において就学援助の認定を必要とする者がいるときその他の教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（認定）

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請がその事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請の審査を開始し、認定の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により就学援助の認定をしたときは、直接又は学校長を通じて、前条の規定により申請した保護者に対し、就学援助費受給認定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定により就学援助を不認定としたときは、前条の規定により申請した保護者に対し、就学援助費受給不認定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（認定の期間）

第7条 前条の規定により就学援助の認定を受けた者（以下「認定保護者」という。）が就学援助を受けることができる期間は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（1） 第5条第1項の規定による申請が同項に規定する期間内になされたとき 申請した日が属する年度の4月1日から学年末までの期間

（2） 第5条第2項の規定による申請が同項に規定する期間内になされたとき 申請した日が属する年度の3月1日から3月31日までの期間

（3） 第5条第3項に規定する者による申請がなされたとき 申請した日が属する月の翌月の初日（災害等正当な理由により申請が遅れたと認められるときは、当該年度内で教育委員会が定める日）から学年末までの期間

（認定の取消し）

第8条 教育委員会は、認定保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 第3条に規定する要件を欠くに至ったと認めるとき。

（2） 不実の申請その他不正な手段によって就学援助費を受給したとき。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成15年2月4日教委告示第6号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日教委告示第10号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月10日教委告示第14号）

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成20年12月1日教委告示第24号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年4月1日教委告示第9号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日教委告示第6号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月2日教委告示第13号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年1月30日教委告示第2号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行し、改正後の大和高田市就学援助費事務取扱要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の適用の日から施行の日の前日までの間において、この告示による改正前の大和高田市就学援助費事務取扱要綱の規定によってされた申請、認定その他の行為については、改正後の大和高田市就学援助費事務取扱要綱の相当の規定によってされたものとみなす。

附 則（令和2年2月12日教委告示第3号）

- この告示は、告示の日から施行し、改正後の大和高田市就学援助費事務取扱要綱の規定は、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和2年6月1日教委告示第17号の2）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日教委告示第10号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日教委告示第9号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月19日教委告示第21号）

この告示は、令和5年11月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日教委告示第6号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

就学援助費受給申請書

申請者 (保護者)	住所	〒 一 大和高田市			生活保護受給状況	
	氏名				1 受給あり(※修学旅行費のみ支給) 2 受給なし	
振込指定 口座	金融機関名	銀行 本店 信用金庫 支店 農協 出張所			※ ゆうちょ銀行を希望の場合、通帳 で【3桁の支店名】と【7桁の口座番 号】を確認の上記入してください。	
	フリガナ				口座番号	
	口座名義人				1 普通 2 当座 3 その他	
対 象 児童生徒	就学校(学年・組)		氏 名		生 年 月 日	
	小 (年) 学 校		(フリガナ)		年 月 日	
	中 (組)					
	小 (年) 学 校		(フリガナ)		年 月 日	
中 (組)						
小 (年) 学 校		(フリガナ)		年 月 日		
中 (組)						
年1月1日現在の住所			1 大和高田市 2 その他(市町村名:)			
世帯状況 (上記児童生徒以外)	児童生徒から 見た続柄	氏 名	生年月日	職 業	マイナンバー(※ 上記「2 その他」に 該当する方のみ記入してください。)	
申請理由	<input type="checkbox"/> 収入が低い・失業等 <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 離婚による世帯状況の変更 <input type="checkbox"/> 保護者の疾病等 <input type="checkbox"/> その他()					

大和高田市教育委員会教育長 宛

就学援助費の給付を申請します。

年 月 日

申請者(保護者)氏名

申請受付印

様式第2号（第5条関係）

就学援助費（新入学準備金）受給申請書

入学前

申請者 (保護者)	住所	〒 ー 大和高田市			生活保護受給状況	
	氏名			連絡先	ー ー	
振込指定 口座	金融機関名	銀行 信用金庫 農協		本店 支店 出張所	※ ゆうちょ銀行を希望の場合、通帳 で【3桁の支店名】と【7桁の口座番 号】を確認の上記入してください。	
	フリガナ			1 普通 2 当座 3 その他	口座番号	
	口座名義人					
対 象 児童生徒	就学校(学年・組)		氏 名		生 年 月 日	
	小 (年) 学 校	(フリガナ)		年 月 日		
	中 (組)					
	小 (年) 学 校	(フリガナ)		年 月 日		
	中 (組)					
	小 (年) 学 校	(フリガナ)		年 月 日		
中 (組)						
年1月1日現在の住所			1 大和高田市 2 その他(市町村名:)			
世帯状況(上記児童生徒以外)	児童生徒から 見た続柄	氏 名	生年月日	職 業	マイナンバー(※ 上記「2 その他」に 該当する方のみ記入してください。)	
申請理由	<input type="checkbox"/> 収入が低い・失業等 <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 離婚による世帯状況の変更 <input type="checkbox"/> 保護者の疾病等 <input type="checkbox"/> その他()					

大和高田市教育委員会教育長 宛

就学援助費（新入学準備金）の給付を申請します。

年 月 日

申請者（保護者）氏名

申請受付印

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

大和高田市教育委員会 印

就学援助費受給認定通知書

このことについて、年度の就学援助者の受給者に認定しましたので、通知します。

様

大和高田市教育委員会 印

就学援助費受給不認定通知書

このことについて、就学援助費受給申請書を提出していただいておりますが、下記の理由により、不認定となりましたのでお知らせします。

なお、不明な点等がありましたら、学校教育課までお問い合わせください。

記

不認定理由：

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。